中小企業信用保険法第２条第５項第５号(不況業種)の認定について

中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定により、経済産業大臣が指定した業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下の認定要件に該当する場合、所定の申請書に記載された内容を審査のうえ、認定を行います。

認定を受けることにより、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で 80%保証（経営安定関連保証）を行います。

指定業種について

○指定業種については、中小企業庁ホームページ内の「経営安定関連保証５号の指定業種（令和○年○月○日～令和○年○月○日）」でご確認ください。

（ 中小企業庁　https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm ）

○指定業種は、「日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)」の細分類を単位として指定されています。細分類業種の内容については、総務省ホームページ内の「日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)」でご確認ください。

兼業者が申請可能な認定要件

２つ以上の業種を行っている場合、当該業種の指定の有無により、下表の 1～3 のとおり認定要件が異なります。1～3 の複数の関係に該当する場合は、申請者が要件を選択します。

行っている業種と【指定業種】の関係		申請可能な認定要件と確認する売上高
1	**１つの業種のみ**を行っている事業者であって、**当該業種が【指定業種】**に該当する場合 又は **２つ以上の業種を行っている兼業者**であって、**当該業種が全て【指定業種】**に該当する場合	（イ） ① ④ 又は（ロ） ① の要件 ＜確認する売上高等の減少等＞ **【企業全体】のみ**
2	**２つ以上の業種を行っている兼業者**であって、**主たる業種が【指定業種】**に該当する場合	（イ）② ⑤ 又は（ロ） ② の要件 ＜確認する売上高等の減少等＞ **【主たる業種】及び【企業全体】**
3	**２つ以上の業種を行っている兼業者**であって、**当該業種のうち１つ以上の業種が【指定業種】**に該当する場合	（イ）③ ⑥ 又は（ロ） ③ の要件 ＜確認する売上高等の減少等＞ **【指定業種】及び【企業全体】**

認定要件

指定業種に属する業種を行っている事業者が申請可能な認定要件は、以下の（イ）又は（ロ）のとおりです。**複数の業種を行っている場合は、1ページ「兼業者が申請可能な認定要件」を参照し、**該当する①～⑥の区分により該当の様式･計算書により申請します。

（イ）最近３か月間の売上高等が減少している中小企業者【売上】

①	以下の要件を満たすこと。 **【企業全体】**の最近３か月の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少**していること。	様式・計算書 イ－①
②	以下の要件をいずれも満たすこと。 (1) **【主たる業種】**の最近３か月の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少**していること。 (2) **【企業全体】**の最近３か月の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少**していること。	様式・計算書 イ－②
③	以下の要件をいずれも満たすこと。 (1) **【指定業種】**の最近３か月の売上高等が、前年同期比で**減少**していること。 (2) 【企業全体】の最近３か月の前年同期の売上高等に対する、**【指定業種】の売上高等の減少額等の割合が５％以上**であること。 (3) **【企業全体】**の最近３か月間の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少**していること。	様式・計算書 イ－③

（イ）最近１か月間の売上高等とその後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等の減少が見込まれる中小企業者【売上（コロナ特例）】

④	以下の要件を満たすこと。 **【企業全体】**の最近 1 か月の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少**しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少することが見込まれること。**	様式・計算書 イ－④
⑤	以下の要件をいずれも満たすこと。 (1) **【主たる業種】**の最近１か月の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少**しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少することが見込まれること。** (2) **【企業全体】**の最近 1 か月の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少**しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少することが見込まれること。**	様式・計算書 イ－⑤
⑥	以下の要件をいずれも満たすこと。 (1) **【指定業種】**の最近 1 か月の売上高等が、前年同期比で**減少等**しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が、前年同期比で**減少していること。** (2) 【企業全体】の最近１か月の前年同期の売上高等に対する、**【指定業種】の売上高等の減少額等の割合が５％以上**であること。かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の前年同期の売上高等に対する、**【指定業種】の売上高等の減少額等の割合が５％以上**であること。 (3) **【企業全体】**の最近 1 か月の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少**しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が、前年同期比で**５％以上減少することが見込まれること。**	様式・計算書 イ－⑥

（ロ）原油等の仕入価格が上昇しているが、製品等価格に転嫁できていない中小企業者【原油】

①	以下の要件をいずれも満たすこと。 (1) **【企業全体】**の原油等の最近１か月の平均仕入単価が前年同月比で２０％以上上昇。 (2) **【企業全体】**の売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が２０％以上。 (3) **【企業全体】**の最近３か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の　売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。	様式・計算書 ロ－①
②	以下の要件をいずれも満たすこと。 (1) **【主たる業種】及び【企業全体】の両方**について、原油等の最近１か月の平均仕入単価が前年同月比で２０％以上上昇。 (2) **【主たる業種】及び【企業全体】の両方**について、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が２０％以上。 (3) **【主たる業種】及び【企業全体】の両方**について、最近３か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。	様式・計算書 ロ－②
③	以下の要件をいずれも満たすこと。 (1) **【指定業種】**に係る原油等の最近１か月の平均仕入単価が前年同月比で２０％以上上昇。 (2) 【企業全体】の売上原価のうち、**【指定業種】**に係る原油等の仕入価格が２０％以上。 (3) **【指定業種】**の最近３か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、**【指定業種】**の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。 (4) 【企業全体】の最近３か月の売上高に占める**【指定業種】**の原油等の仕入価格の割合が、【企業全体】の前年同期の売上高に占める**【指定業種】**の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。	様式・計算書 ロ－③

＜用語の定義等＞

業　　種　…　細分類ごとの業種

兼　業　者　…　２つ以上の細分類業種を行っている事業者

主たる業種　…　原則として、最近１年間の売上高等が最も大きい業種

売上高等　…　売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）

最近３か月　…　申請月から起算して２か月前まで３か月間の実績が確定していること
（例）4月に申請する場合　→　12、1、2月の「実績」、又は 1、2、3月の「実績」

最近１か月　…　申請月から起算して２か月前の実績が確定していること
（例）4月に申請する場合　→　2月の「実績」、又は 3月の「実績」

原　油　等　…　原油又は石油製品（揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油（重油）及び石油ガス（液化したものを含む））

提出書類等

１．認定申請書（ホームページ又は中小企業相談室にあります）‥‥‥‥‥２通
２．計算書（ホームページ又は中小企業相談室にあります）‥‥‥‥‥‥‥１通
３．印鑑証明書（申請書に押印した印影のもの）、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）‥‥各１通
４．「認定要件」を確認できる資料

（Ⅰ）売上高資料　＜認定要件：イ－①～⑥、ロ－①～③＞

（a）最近の売上高と前年同期の売上高がわかる資料
業種別・月別・得意先別・売上内容別に売上高が確認できる資料
［例］売上台帳や総勘定元帳、請求書（控）などの原資料の写し
前期の確定申告書（青色申告決算書、法人事業概況説明書）記載の月別売上金額
税申告を担当している税理士が作成した試算表

※審査にあたり、事業内容と指定業種を確認するための書類や２つ以上の業種を行っている場合には、細分類業種別の売上高等の実績を確認できる資料を求める場合があります。

（Ⅱ）原油等の仕入単価等がわかる資料　＜認定要件：ロ－①～③＞

（b）原油等の最近１か月と前年同月の平均仕入単価を証明できる資料
業種別・数量・単価・金額が明記されている仕入台帳や仕入先からの請求書などの原資料

（c）原油等の最近３か月と前年同期３か月の仕入高をまとめた「一覧」（試算表等）
「一覧」の裏付け資料として、業種別・月別・仕入先別・仕入内容別に仕入高が確認できる資料

（d）直近期の売上原価報告書に対応する原油等の年間仕入高がわかる資料
直近期の売上原価報告書とそれに対応する原油等の年間仕入高「一覧」
仕入台帳や総勘定元帳、仕入先からの請求書などの原資料

申請方法

上記の提出書類に返信用封筒※（レターパック、又は角２以上のサイズ）を同封し、中小企業相談室へ郵送してください。
※送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付すること。

送付先及び問い合わせ先

江戸川区中小企業相談室（区役所本庁舎東棟１階２番窓口）
〒132-8501　江戸川区中央１－４－１
相談時間：午前９時３０分～午後５時
電話：０３－５６６２－２０９５～２０９７

※申請書・計算書は区のホームページからダウンロードできます。

江戸川区　５号認定　　検 索